

通知書番号	
被保険者番号	

年度 国民健康保険税を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。
年 月 日

年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険税	円	円	円

この通知書は、年 月 日時点の情報により算
定しています。 ※下記口座から振替させていただきます。

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(単位：円)

普通徴収		期別納付額			
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期1111	年 月 日				
第2期2222	年 月 日				
第3期3333	年 月 日				
第4期4444	年 月 日				
第5期5555	年 月 日				
第6期6666	年 月 日				
第7期7777	年 月 日				
第8期8888	年 月 日				
第9期9999	年 月 日				
第10期101	年 月 日				
第11期111	年 月 日				
第12期121	年 月 日				
普徴合計					

(単位：円)

特別徴収		月別納付額			
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	年 月 日				
6月	年 月 日				
8月	年 月 日				
10月	年 月 日				
12月	年 月 日				
2月	年 月 日				

(来年度の仮徴収のご案内)

来年度の4月、6月、8月は、特別徴収仮徴収額として、上記2月の特別徴収額と同額が
天引きされます。

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名
令和 年 月 日	令和 年 月 日		
令和 年 月 日	令和 年 月 日		

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人
納組コード
納組名称

※下記年金から天引きさせていただきます。

保険税納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	年 月 日
性別	
住所	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

通知書番号	
被保険者番号	

国民健康保険税決定の明細

(単位：円)

		賦課明細	更正前	更正後	増減	
医療分	所得割額	基礎額				
		× %				
	資産割額	基礎額				
		× %				
	均等割額	被保数				
		× 円				
			平等割額			
			算出額			
	政令軽減額	判定				
		所得割額				
		均等割額				
		平等割額				
			限度超過額			
			年間保険税			
		増減調整額				
		条例減免額				
		減免額				
		(A) 医療分保険税額				
支援金分	所得割額	基礎額				
		× %				
	資産割額	基礎額				
		× %				
	均等割額	被保数				
		× 円				
			平等割額			
			算出額			
	政令軽減額	判定				
		所得割額				
		均等割額				
		平等割額				
			限度超過額			
			年間保険税			
		増減調整額				
		条例減免額				
		減免額				
		(B) 支援金分保険税額				
介護分	所得割額	基礎額				
		× %				
	資産割額	基礎額				
		× %				
	均等割額	被保数				
		× 円				
			平等割額			
			算出額			
	政令軽減額	判定				
		所得割額				
		均等割額				
		平等割額				
			限度超過額			
			年間保険税			
		増減調整額				
		減免額				
		(C) 介護分保険税額				

(単位：円)

		更正前	更正後	増減	
決定額	決定保険税額(A)+(B)+(C)				
	内訳	医療保険分			
		支援金分			
		介護保険分			